

鉄鋼業界

EPA原産資格調査に関する 運用マニュアル

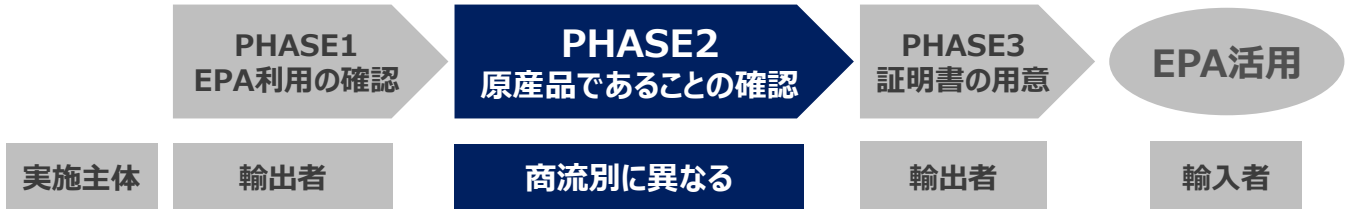
商社編（輸出者・中間業者）

本マニュアルについて (1/4)

日本から輸出した産品が、EPAを利用して輸入国において関税の減免を受けられるようになるためには、大きく分けて、日本の中で以下3つの工程が必要となり、主に輸出者が主体となって必要な作業を行います。

しかし、このうちPHASE 2については、サプライチェーンの構成により、輸出者のみで完結する場合もあれば、仕入先・外注先にまたがり手続きを進める必要がある場合もあります。そのため、商流のパターンによって、担う役割や、手続フローが異なります。

鉄鋼業界における主な商流パターンは以下の通りです。本マニュアルは、鉄鋼業界の輸出者の立場の方が実施すべき事項に的を絞って解説しています。



▶ 鉄鋼業界における主な商流パターンにおけるPHASE2の違い

パターン①

鉄鋼メーカーが生産した産品が、そのまま輸出されるケース

各冊子 参照



鉄鋼商社
(輸出者)

R: 調査依頼
A: 回答



高炉・電炉・特殊鋼メーカー
(生産者)

商社
の方向け
冊子
生産者
の方向け
冊子

パターン②

鉄鋼メーカーが生産した産品が、鉄加工業者にて加工されるケース

※必要に応じて、材料の原産品の調査依頼が発生



鉄鋼商社
(輸出者)

R: 調査依頼
A: 回答



鉄加工業者
(生産者)

R: 調査依頼(材料)
A: 回答



鉄鋼商社
(中間業者)

R: 調査依頼(材料)
A: 回答



高炉・電炉・特殊鋼メーカー
(生産者)

パターン③

鉄鋼メーカーが生産した産品が、自動車メーカー等の製造部品の一部となるケース



輸出者
(自動車メーカー等)

R: 調査依頼
A: 回答



鉄鋼商社
(中間業者)

R: 調査依頼
A: 回答



高炉・電炉・特殊鋼メーカー
(生産者)

本マニュアルについて (2/4)

本マニュアルは、JAFTAS®を利用することを前提とした解説書となっています。

※背景が青色のページが、JAFTASのシステム操作に関する解説ページです。

※JAFTASにログインするには、既存ユーザーにてユーザー登録を行い、ログイン用のメールアドレス・パスワードが必要となります。初めて利用する場合には、社内のJAFTAS管理者（又は既存ユーザー）に確認をしてください。



※システム操作やその他EPAの利用に関する不明点は、以下のリンクよりマニュアルをご参照いただくか、又はJAFTASサポートデスクへお問合せください。

■ JAFTASについて

<https://jaftas.jp/jaftasfeature/>

■ JAFTASマニュアル

<https://jaftas.jp/jaftasmanual/>

■ JAFTASサポートデスク

☎ 03-5219-8761

✉ jaftas_support@tktc.co.jp

平日 10:00 ~ 17:00 (12:00 ~ 13:00を除く)

用語解説

JAFTAS画面上に表示されるEPA専門用語について、「用語解説」のマークがついている単語については、各PHASEやSTEPごとに、JAFTASの操作に関する解説ページ（背景青色）の後に入れています。単語の意味が不明な場合等には、適宜参照してください。

本マニュアルについて (3/4)

パターン①②

輸出者 (鉄鋼商社)

PHASE 1 EPA利用の確認 (P10~27)

E
Export

輸出品

STEP1

EPAを利用するかどうかを判断しよう！

STEP2

輸出品を登録しよう！

PHASE 2 原産品であることの確認 (P28~38)

R
Request

原産資格調査の依頼

STEP1

生産者へ依頼を送信しよう！

STEP2

調査結果を確認しよう！

第三者証明

同意通知

自己証明

サプライヤー
証明書

生産者

A
Answer

依頼を受信する

D
Determine

原産資格調査

A
Answer

回答を送信する

PHASE 3 証明書の用意 (P39~49)

I
Identification

原産地証明書の発給/作成

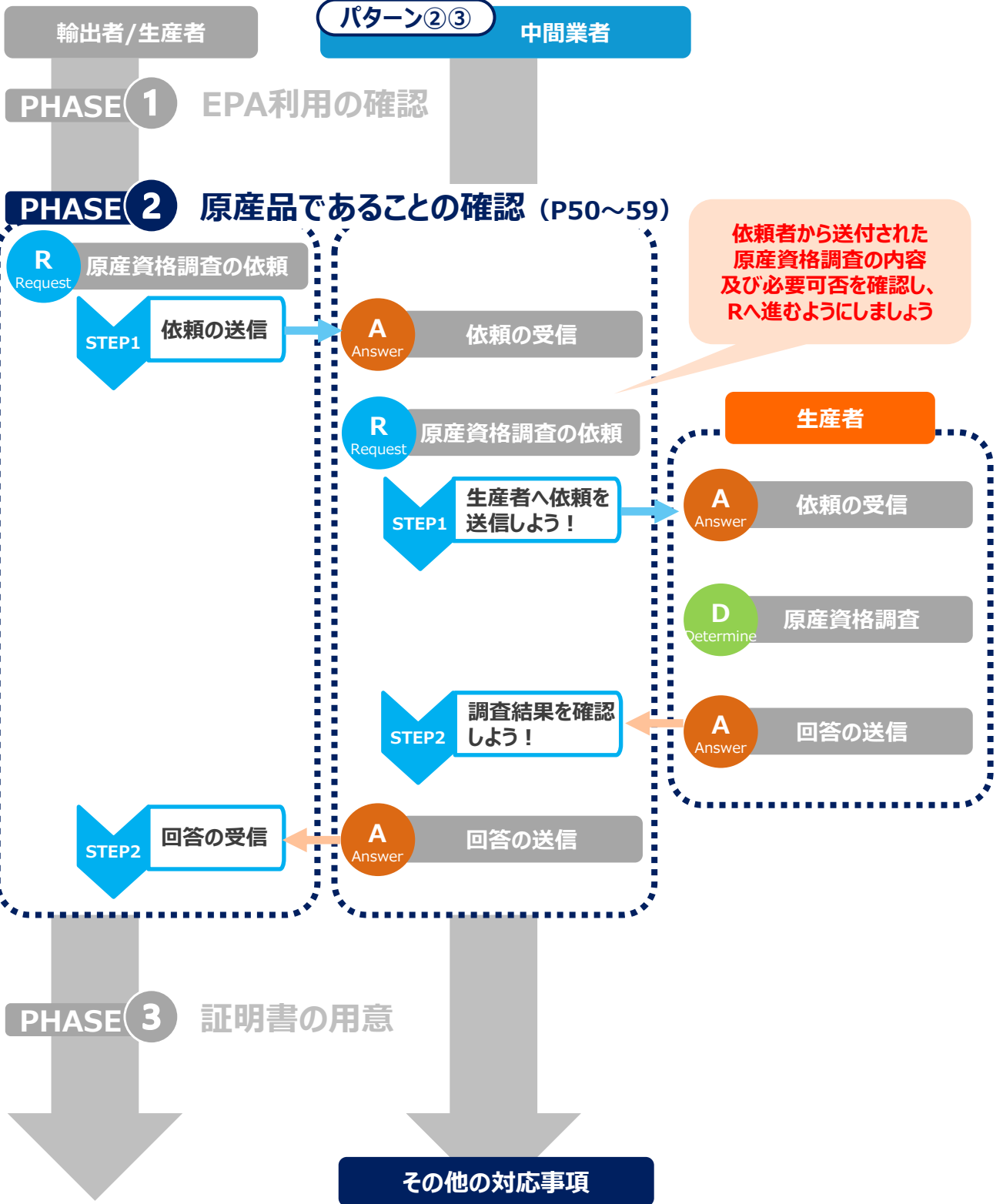
日本商工会議所
への発給申請

自己証明の
申告書作成

その他の対応事項

※自己証明制度において、生産者が自ら申告書を作成するケースもありますが、本マニュアルでは生産者ではなく輸出者が申告書を作成することを前提としています。

本マニュアルについて (4/4)



PHASE 1 EPA利用の確認 (P10~27)

E

Export

輸出品

PHASE1の目的	P14
作業手順	P14
例題	P14

STEP1

EPAを利用するかどうかを判断しよう！

JAFTAS操作方法	P15
【用語解説】 HSコード	P16
事前教示	P20
MFN税率	P20

STEP2

輸出品を登録しよう！

JAFTAS操作方法	P22
【用語解説】 証明制度	P23
協定年次版のHSコード	P24
▶ 応用	
1 : 複数協定でのEPA利用の確認	P24
2 : EPA税率も品目別原産地規則も同じ場合	P25
鉄鋼製品の主なHSコードと品目別原産地規則	P26

PHASE 2 原産品であることの確認 (P28~38)

R
Request

原産資格調査の依頼

PHASE2の目的	P30
作業手順	P30
例題	P31

STEP1

生産者へ依頼を送信しよう！

JAFTAS操作方法	P32
【用語解説】 回答方法	P33
同意通知	P33
サプライヤー証明書（輸出品）	P33
サプライヤー証明書（構成品）	P34
新規/定期原産性確認/再依頼	P34
品目別原産地規則	P35
CTCルール	P36

STEP2

調査結果を確認しよう！

JAFTAS操作方法	P37
------------	-----

PHASE 3 証明書の用意 (P39~49)

I
Identification

原産地証明書の発給/作成

PHASE3の目的	P41
作業手順	P41
(1) 日本商工会議所への発給申請（第三者証明の場合）	P42
(2) 自己証明の申告書作成（自己証明の場合）	P44

PHASE 2 原産品であることの確認 (P50~59)

PHASE2の目的	P54
作業手順	P54
例題	P55

A

Answer

依頼の受信

JAFTAS操作方法	P56
------------	-----

R

Request

原産資格調査の依頼

STEP1

生産者へ依頼を送信しよう！

JAFTAS操作方法	P57
------------	-----

STEP2

調査結果を確認しよう！

JAFTAS操作方法	P58
------------	-----

A

Answer

回答の送信

JAFTAS操作方法	P59
------------	-----

目次(4/4)

その他の対応事項（共通）（P60～63）

(1) その他の対応事項	P62
(2) 当局による調査について	P63

用語解説/確認方法

JAFTAS画面、及びマニュアル文中に登場するEPA専門用語について、「用語解説」のマークがついている単語については、各PHASEやSTEPの中で用語解説、確認方法の解説をしています。

用語解説及び確認方法の解説がある用語の一覧は以下の通りです。

用語解説

PHASE 1	HSコード	P16
	事前教示	P20
	MFN税率	P20
	証明制度	P23
	協定年次版HSコード	P24
PHASE 2	回答方法	P33
	同意通知	P33
	サプライヤー証明書（輸出品）	P33
	サプライヤー証明書（構成品）	P34
	新規/定期原産性維持確認/再依頼	P34
	品目別原産地規則	P35
	CTCルール	P36

その他の用語 FTA Port 用語集 <https://jaftas.jp/word/>

確認方法

PHASE 1	HSコード	P16
	MFN税率	P20

パターン①②

自社が輸出者である場合

本マニュアルについて（再掲）

パターン①②

輸出者（鉄鋼商社）

PHASE 1 EPA利用の確認（P10～27）

E
Export

輸出品

STEP1

EPAを利用するかどうかを判断しよう！

STEP2

輸出品を登録しよう！

PHASE 2 原産品であることの確認（P28～38）

R
Request

原産資格調査の依頼

STEP1

生産者へ依頼を送信しよう！

生産者

A
Answer

依頼を受信する

D
Determine

原産資格調査

A
Answer

回答を送信する

STEP2

調査結果を確認しよう！

第三者証明

自己証明

同意通知

サプライヤー
証明書

PHASE 3 証明書の用意（P39～49）

I
Identification

原産地証明書の発給/作成

日本商工会議所
への発給申請

自己証明の
申告書作成

その他の対応事項

PHASE

1

EPA利用の確認

PHASE 1 EPA利用の確認 (P10~27)

E
Export

輸出品

PHASE1の目的	P14
作業手順	P14
例題	P14

STEP1

EPA利用の確認のための情報を収集しよう！

JAFTAS操作方法	P15
【用語解説】 HSコード	P16
事前教示	P20
MFN税率	P20

STEP2

EPAを利用するかどうかを判断しよう！

JAFTAS操作方法	P22
【用語解説】 証明制度	P23
協定年次版のHSコード	P24
▶ 応用	
1：複数協定でのEPA利用の確認	P24
2：EPA税率も品目別原産地規則も同じ場合	P25
鉄鋼製品の主なHSコードと品目別原産地規則	P26

PHASE 2 原産品であることの確認 (P28~38)

PHASE 3 証明書の用意 (P39~49)

その他の対応事項 (P60~63)

PHASE1
の目的

対象産品のEPAによる削減効果額を知ろう！

EPAは、利用すれば**必ず関税の減免を受けられる、というものではありません。**

輸入者からEPAを使いたいとリクエストを受けたら、まずは、EPAを利用することで本当にメリットがあるかどうか、つまり、どれほどの金額が削減できるのかをきちんと確認をすることから始めます。



作業手順

大きく以下の2つのステップに沿って進めます。

STEP1

EPAを利用するかどうかを判断しよう！

- JAFTASの「輸出品」登録画面から、必要事項を入力して関税率を確認します

STEP2

輸出品を登録しよう！

- JAFTASに「輸出品」として、産品を登録します

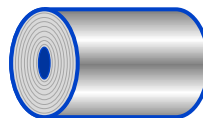
作業手順について、以下の例題に沿って解説していきます。



例題

(輸入者) この産品について、EPAを使いたいです！

産品 : 冷延コイル
輸出先 : オーストラリア
HSコード : 7209.16
協定 : 日オーストラリア協定

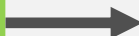


▶ 商流



(輸入者)

XYZ Trading AU



(輸出者)

株式会社XYZ商事

STEP1 EPAを利用するかどうかを判断しよう！



・JAFTASで関税率を確認します。

1) メニューからFTA対象品（輸出品）(E)>登録をクリック

2) 『作業担当者』部にて当操作を行う担当者名を選択（任意）
▶ 「自分」をクリックするとログインしているユーザーの情報が反映されます



作業担当者

担当者名

選択 or 「自分」クリック

自分

3) 『輸出品情報』部で、①～③を番号の順に入力または選択し、④「関税率表示」をクリック

輸出品情報

協定※ ② 選択

輸入通関国 ① 選択

証明制度※

審査要否*

調査種別※

先に①輸入通関国を選択することで、輸入通関国に応じて選択可能な協定のみが選択できるようになります

事前教示

品番※

用語解説

補助品番

品名（英）※

品名（日）

用語解説

HSコード※

HS年版 自動表示

HSコード（最新年次） ③ 入力+選択

④ 関税率表示

ポップアップで関税率のページが表示されます。
複数協定選択可能な場合には、②協定の選択肢を変えると、他の協定の関税率を確認することができます

HSコード	説明	MFN税率	日オーストラリア経済連携協定
7209160034	-- Of a thickness exceeding 1 mm but less than 3 mm	5%	Free

用語解説

STEP1

EPAを利用するかどうかを判断しよう！

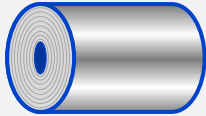
用語解説

HSコードとは

「HS条約」という国際条約において定められた、物品の番号のことを言います。この条約のもとでは、この世の全ての物品が何らかの番号に属します。6桁までが条約上で定められた世界共通ルールで、7桁目以降は各国が独自に番号を定めています。輸出入通関の際に、税関にこのHSコードを知らせることで、何の物品を輸出または輸入するのかが分かる仕組みになっています。

*HS : Harmonized Commodity Description Coding System の略

例：冷延コイルのHSコード
7209.16



72	7209	7209.16
類(上2桁) (Chapter)	項(上4桁) (Heading)	号(上6桁) (Sub-Heading)
鉄鋼	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品 (冷間圧延をしたもので、幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。)	厚さが1ミリメートルを超え3ミリメートル未満のもの

確認方法

【原則】輸入国税関へ確認（輸入者を通じて問合せをしてください）

輸入国で認められたHSコードであることが重要！

HSコードは、6桁までが世界共通の分類となり、日本から産品を輸出する際のHSコードも存在します。しかしながら、同じ製品でも、各国税関や担当者によって解釈の違いが発生することがあります。解釈の違いが発生した場合、EPAにおいては原産地証明書を受理する輸入国税関の判断が優先されるため、必ず、輸入国におけるコードを確認することが重要です。事前教示制度を通じて、輸入国税関に事前に確認することも可能です。

輸入者に確認したHSコードの分類が正しいかどうかを確認するために、以下のWebサイトで分類を確認することも有用です。参考情報としてご使用ください。

- 日本税関：輸出統計品目表 (<https://www.customs.go.jp/yusyutu/>)
- 鉄鋼連盟 EPAナビ
- FTA Port : HS LAB (<https://jaftas.jp/hslab/>)

STEP1 EPAを利用するかどうかを判断しよう！

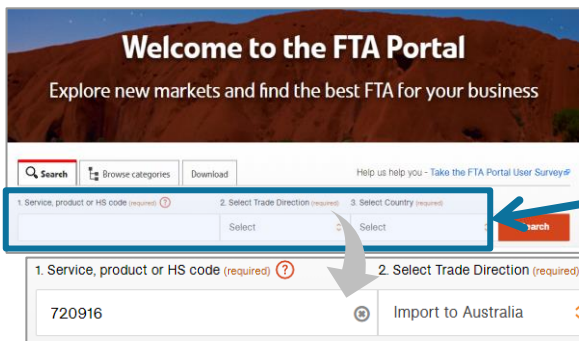
各輸入国税関HPでの確認方法

各輸入国の税関HP等において、最新年次版のHSコードをキーにして、MFN税率とEPA税率を確認することができ場合があります。
FTA portの「世界の税関」に一部の情報が国について、リンク先を掲載しています。
FTA portのURL：<https://jaftas.jp/tariff/>

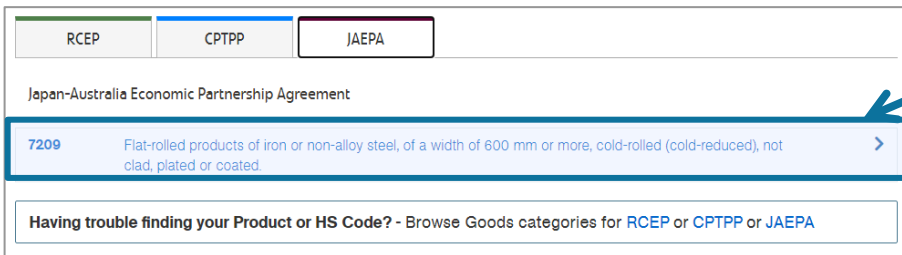


(例題のオーストラリアの場合)

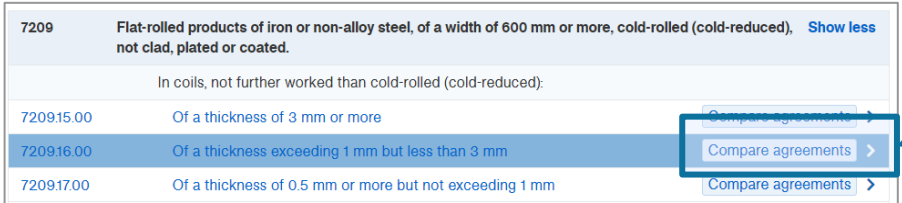
オーストラリア税関のURL：<https://ftaportal.dfat.gov.au/>



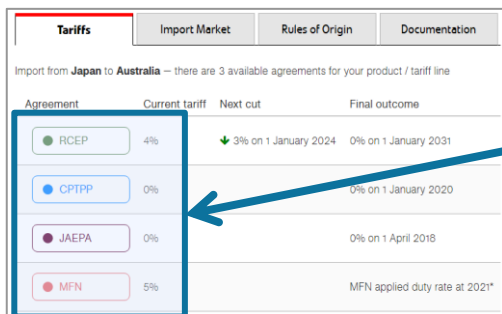
上記サイトにアクセスし、画面中央の入力欄に
1. 調べたいHSコード
2. Import to Australia
3. Japan (輸出国)を入力し、Searchをクリック



該当のHSコード (4桁)の行をクリック
※協定のタブがありますが、この後に全協定を比較する画面となるため、ここでは特段どれを選んでも差異はありません



該当のHSコード (8桁)の行の「Compare agreements」をクリック



MFN税率、各協定のEPA税率を確認

STEP1

EPAを利用するかどうかを判断しよう！

鉄鋼連盟 EPAナビの確認方法

対象国の「EPA税率スケジュール表」より、HSコードを確認することができます。



※ベトナムのみは日アセアン包括的経済連携協定が先に発効したことから、一部日アセアンによる日アセアン包括的経済連携協定のページもご確認下さい。

※詳細は、鉄連作成「EPA関連資料の取扱説明書」を参照してください。

EPA関連資料の取扱説明書

「EPA税率スケジュール表」をご覧ください

72	7201		
	7202		
	7208		
	7209	15: コイル、厚さ3mm以上	
		16: コイル、厚さ1mm超~3mm未満	001: 厚さ1mm超~2mm未満
			009: その他
	7229		
73	7301		

※ご注意: 「非合金鋼」と「合金鋼」などは国際共通の定義によって区分されています。

スタート!

非合金鋼の冷延コイル 厚さ1.7mm

特定!

(ご注意: HSコードは6桁目までは国際共通ですが、7桁目以降は各国が独自に定めるため、EPAごとにHSコードは異なります)

72→7209→・・・と左から順に、製品とHSコードの定義を照合してゆき、最終的に「7209.16.001」というHSコードを特定!

STEP1 EPAを利用するかどうかを判断しよう！

FTA Port HS LABの確認方法

東京共同トレード・コンプライアンスが運営するFTA Portの「HS LAB」で、主な鋼材、鉄鋼製品のHSコードを確認することができます。



HS LABにアクセス
<https://jaftas.jp/hslab/>

Quick Search
の「鋼材・鉄鋼製品」をクリック

一覧表から該当するものを探し、
4桁のHSコードをクリック

ポップアップが表示されるので、
さらに該当するものを探し、
6桁のHSコードを特定

第72類 鉄鋼

項目	非合金鋼
鋼塊・半製品： インゴット、スラブ、ピレット、ブルーム 	7206 鋼塊(非合金鋼)
	7207 半製品(非合金鋼)
鋼板類： 厚板、薄板、コイル  	7208 非合金鋼広幅熱延鋼板類(厚中板も含む)
	7209 非合金鋼広幅冷延鋼板類
	7210 非合金鋼広幅表面処理鋼板類
	7211 非合金鋼狭幅熱延鋼板類 非合金鋼狭幅冷延鋼板類 (みがき帯鋼)

非合金鋼	インゴット	7206.10
	その他	7206.90

STEP1

EPAを利用するかどうかを判断しよう！

用語解説

事前教示とは

事前教示制度とは、関税分類（HSコードの決定）について、輸入国税関へ輸入前に照会を行い、その回答を受けることができる制度です。

FTA portの「世界の税関」に各輸入国の事前教示制度のリンク先を掲載しています。

FTA portのURL : <https://jaftas.jp/advance-rulings/>



用語解説

MFN税率とは

相手国からの輸入に一般的に適用される税率のことを指し、MFN税率などと呼ばれています。**通常の関税率（MFN税率）は、輸入国の都合で変更される可能性があるため、毎回確認することを推奨します。**

*MFN : Most Favored Nation の略。最恵国待遇。

MFN税率に対して、EPA締約国間同士で設定した関税率を「EPA税率」と呼びます。JAFTASでは、MFN税率の右側の協定名の下に表示される税率がEPA税率です。

日本と輸入国がEPAを締結している場合、EPAを利用することで、日本に対してのみ低い関税率を適用することができます。品目によってはEPA発効時に関税が完全撤廃されるものや段階的に削減されていくものがあります。削減スケジュールを確認し、どの時点から関税削減メリットが発生するか確認することが重要です。

確認方法

【原則】輸入国税関へ確認（輸入者を通じて問合せをしてください）

【参考】以下のWebサイトで確認することも有用ですが、その場合はあくまでも参考情報としてお取り扱いください。

- 各輸入国税関HP
- JAFTAS
- World Tariff : <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>（登録方法）
- Rules of Origin Facilitator : <https://findrulesoforigin.org/>
- FTA Port HS LAB : <https://jaftas.jp/hslab/>
- （EPA税率のみ）鉄鋼連盟 EPAナビ
- （EPA税率のみ）各協定の譲許表



ポイント

削減効果の大きさ、費用対効果によって、実際にEPAを利用するべきかどうかの判断をしましょう。

STEP1

EPAを利用するかどうかを判断しよう！

鉄鋼連盟 EPAナビの確認方法

対象国の「EPA税率スケジュール表」より、EPA税率を確認することができます。



品目	税率	注
...

「品目(特定したHSコードの列)」と「スケジュール」がマッチするところ
横の「スケジュール」を選択

品目	税率	注	税率表の年次スケジュール														
			2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019		
...

EPA税率は 4.2%

※詳細は、鉄連作成「EPA関連資料の取扱説明書」を参照してください。

EPA関連資料の取扱説明書

各協定の譲許表の確認方法

①各協定の譲許表にアクセスします。

HS Code	Product Description	Base Rate	Year 1	Year 2	Year 3	Year 4	Year 5	Year 6	Year 7	Year 8
8302	Base metal mountings, fittings and similar articles suitable for furniture, doors, staircases, windows, blinds, coachwork, saddlery, trunks, chests, caskets, or the like; base metal hatracks, hat-rings, brackets and similar articles of base metal:									
8302.10.00	-Hinges	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8302.20.00	-Castors	12.0%	10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%
8302.30.00	-Other mountings, fittings and similar articles suitable for motor vehicles	10.0%	9.4%	8.8%	8.1%	7.5%	6.9%	6.3%	5.6%	5.0%
8302.4	-Other mountings, fittings and similar articles of base metal:									
8302.40.00	-Hinges	10.2%	8.7%	8.9%	7.6%	6.4%	5.1%	3.8%		
8302.40.10	-Castors	10.2%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%		
8302.40.20	-Other mountings, fittings and similar articles suitable for motor vehicles	10.2%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%		

③輸入日が含まれるYearと照合してEPA税率を確認します

②輸入国側に確認した協定年次版HSコードを探します

Base Rate : 協定発効時に定められた年度のMFN税率で、実際のMFN税率とは異なるレートの可能性があるので注意が必要です！

STEP2

輸出品を登録しよう！



・関税率を確認し、利用する協定が決まったら・・・

4) 『輸出品情報』部の残りの必要項目を入力し、画面最下部の「登録」をクリック

- ▶ ※の項目は入力必須です
- ▶ 「調査種別」は外製品を選択します
- ▶ 入力項目についての詳細は操作マニュアル E/P3-1) 調査対象品を登録する (1件ずつ) をご参照ください

輸出品情報

協定※	日オーストラリア協定	輸入通関国	オーストラリア
用語解説	証明制度※	自動表示 (複数ある場合は選択)	審査要否* 「不要」を選択
	調査種別※	「外製品」を選択	事前教示 選択
	品番※	入力	補助品番 入力
	品名(英)※	入力	品名(日) 入力
	HSコード※	入力+選択	HS年版 自動表示
HSコード(最新年次)	720916:-冷間圧延をしたもの...		
属性1			
属性3	属性4		
属性5			
仕入先※	選択		

ここで入力するHSコードは協定年次版のコードです

使用するべきHSコードの協定年次は、ここに自動的に表示されます

一覧へ戻る

登録

5) 登録内容を確認し、画面最下部の「>依頼作成」をクリック

- ▶ 他のボタンについての詳細は操作マニュアル E/P10) 表示ボタンの説明 をご参照ください

編集

> 依頼作成

輸出品複製

6) ポップアップが表示されるので回答期限を設定し「はい」をクリック

R: 依頼の送信
へ自動的に進みます

STEP2

輸出品を登録しよう！

用語解説

証明制度とは

利用する協定により、大きく以下の2パターンの証明制度があります。

・第三者証明制度：

日本商工会議所が、輸出品の原産性の審査を行い、原産地証明書を発給する制度です。
※利用協定が第三者証明制度の場合には、以下の「日商の企業登録」についても併せて確認してください。

・自己証明制度：

日本商工会議所は介さずに、輸出者・生産者または輸入者自らが輸出品の原産性判定を行い、原産地証明書を作成する制度です。

※この違いにより、PHASE2～PHASE3の流れが異なります。ここでは、違いがあるということ覚えておきましょう。

日商の企業登録とは（利用協定が第三者証明制度の場合）

上記の通り、第三者証明制度の場合には、日本商工会議所が輸出品の原産性の審査を行い、原産地証明書を発給します。この時、必要な手続きは日本商工会議所の「第一種特定原産地証明書 発給システム」（以下、発給システム）と呼ばれるインターネット上のウェブサイトを通じて行います。

「発給システム」を利用するためには、事前にユーザー登録（ログインIDとパスワードの入手）の手続きが必要となります。この手続きを「企業登録」と呼びます。

まだ企業登録を行っていない場合は、手続きを行ってください。なお、IDとパスワードは1社につき1つが発行されるので、過去に自社で企業登録を行っている場合には、新たに行う必要はありません。

詳しくは、日本商工会議所のHPを確認してください。※企業登録が完了するまでには、通常2週間程度かかります。

<日本商工会議所HP>

「企業登録」について：<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/registration.html>

STEP2

輸出品を登録しよう！

用語解説

協定年次版HSコードとは

HSコードは約5年に一度、一部品目について名称・分類が改定され、輸出入通関時は最新版のHSコードが適用されます。EPAを利用する際には、各協定で定められたHS年版のHSコードを調べる必要があります。これが、「協定年次版HSコード」です。ここでは、その先頭6桁を入力します。最新年次版のHSコードとは異なる場合もありますのでご注意ください。各協定のHS年次は、下表の通りです。

2002年版 (HS2002)	2007年版 (HS2007)	2012年版 (HS2012)	2017年版 (HS2017)		2022年 (HS2022)
日シンガポール協定 日メキシコ協定 日マレーシア協定 日チリ協定 日ブルネイ協定 日フィリピン協定	日スイス協定 日ベトナム協定 日インド協定 日ペルー協定	日オーストラリア協定 日モンゴル協定 CPTPP	日米貿易協定 日EU協定 日英協定 日タイ協定	日アセアン協定*1 日インドネシア協定*2	RCEP*3 ※2022年1月1日 新設（最新版 HS）

*1 日アセアン協定は、2023年3月1日より2002年版から2017年版に変更されました。
*2 日インドネシア協定は、2024年2月5日より2002年版から2017年版に変更されました。
*3 RCEP協定は、2023年1月1日より2012年版から2022年版に変更されました。

▶ 応用1：複数協定でのEPA利用の確認

複数協定の中から選択できる場合は、EPA税率の小さいものを選ぶことで削減効果額が大きくなります。また、協定によって品目別原産地規則が異なるので、易しい品目別原産地規則を選ぶことで、基準をクリアしやすくすることも可能です。

<例> 熱延コイル HSコード：7220.11 輸入国：マレーシア

※用語の解説はP35を参照

輸出産品	輸入国	MFN 税率	利用協定	EPA 税率	品目別原産地規則	用語解説
熱延コイル (7220.11)	マレー シア	10%	RCEP	9%*	CTH or RVC40%	
			日マレーシア	0%	CTSH or RVC40%	
			日アセアン	0%	CC or RVC40%	

*RCEPは発効年(2022年)より段階的に税率を引き下げる。RCEPのEPA税率が0%となるのは2031年予定。

① EPA税率を比較

➡RCEPは2022年時点では9%、日マレーシアと日アセアンが同率・・・

※稀にEPA税率がMFN税率より高い場合があるため、注意してください。(特に、RCEPの中国向け)

② PSRを比較

➡日マレーシアの方が簡単！

STEP2

輸出品を登録しよう！

▶ 応用2：EPA税率も品目別原産地規則も同じ場合

○ 二国間協定 VS 多国間協定

多国間協定で日本商工会議所から「原産品判定番号」を入手している場合、同一の製品であれば他の締約国への輸出の際にも同一の「原産品判定番号」を利用できるため*1*2、工数を削減できるメリットがあります。

例) タイに産品を輸出する際、RCEP協定に基づいて「原産品判定番号」を入手し、原産地証明書を取得した場合、他の国に同じ産品を輸出する際にも、RCEP協定を締結している国であれば、同じ「原産品判定番号」を基に、原産地証明書を取得することができます。(但し、産品の生産に関する情報に変更がないことが前提です。)

*1 同一のHSコードであることが前提となります。HSコードは輸入国ごとに異なる場合がありますので、事前に各国へ確認する事を推奨します。

*2 RCEPを利用する場合で、第3.26条に定める「税率差ルール」の対象品目である場合には、輸出先の仕向け国毎に判定依頼を取得する必要があります。(参照：日本商工会議所「RCEPの特定原産地証明発給に関するFAQ」A.2-1」：https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/rcep_faq.pdf)

○ 第三者証明制度 VS 自己証明制度

一般的な各証明制度のメリット、デメリットは以下の通りです。

証明制度	メリット	デメリット
第三者証明制度	<ul style="list-style-type: none"> 原産性の証明内容について、日本商工会議所のチェックが入る 	<ul style="list-style-type: none"> 原産地証明書の発給に手数料がかかる 日本商工会議所への手続きの時間がかかる
自己証明制度	<ul style="list-style-type: none"> 原産地証明書を自社で作成するため、発給手数料がかからない リードタイムが短縮できる 	<ul style="list-style-type: none"> 原産性の証明内容について、第三者のチェックが入らない

鉄鋼製品の主なHSコードと品目別原産地規則 (1/2)

(出所) 日本鉄鋼連盟資料

各経済連携協定の原産地規則							
		日墨	日馬	日チリ	日タイ	日尼	日ASEAN
鉄鉄・スピナール	7201	CC	CTSH or VA	CC	CC or VA	CC or VA	RVC40% or CC
フェロアロイ	7202	CC	CTSH or VA	CTH	CTH or VA	CTH or VA	RVC40% or CC
直接還元鉄	7203	CC	CTSH or VA	CC	CC or VA	CC or VA	RVC40% or CC
鉄くず・再溶解用インゴット	7204	CC	CC or VA	WO	WO	CC	RVC40% or CC
鉄鉄・スピナール、鉄鋼の粒・粉	7205	CC	CTSH or VA	CTH	CTH or VA / CTSH or VA	CTSH or VA	RVC40% or CC
非合金鋼インゴット等	7206	CC	CTSH or VA	CTH	CTH or VA	CTSH or VA	RVC40% or CC
非合金鋼半製品	7207	CC	CTSH or VA	CTH	CTH or VA	CTSH or VA	RVC40%
非合金鋼 熱延鋼板類(600mm以上)	7208	CC	CTSH or VA	CTH	CTH or VA	CTSH or VA	RVC40%
非合金鋼冷延鋼板類(600mm以上)	7209	CC	CTSH or VA	CTH	CTH or VA	CTSH or VA	RVC40% or CC
非合金鋼 めっき・被覆 (600mm以上)	7210	CC	CTSH or VA	CTH	CTH or VA / CTSH or VA	CTSH or VA	RVC40% or CC
非合金鋼鋼板・鋼帯(600mm未満)	7211	CC	CTSH or VA	CTH / CTSH	CTH or VA / CTSH or VA	CTSH or VA	RVC40%
非合金鋼 鋼板・鋼帯 めっき・被覆 (600mm未満)	7212	CC	CTSH or VA	CTH	CTH or VA / CTSH or VA	CTSH or VA	RVC40% or CC
非合金鋼線材	7213	CC	CTSH or VA	CTH	CTH or VA	CTSH or VA	RVC40%
非合金鋼熱間棒鋼	7214	CC	CTSH or VA	CTH	CTH or VA	CTSH or VA	RVC40%
非合金鋼冷間棒鋼	7215	CC	CTSH or VA	CTH	CTH or VA	CTSH or VA	RVC40%
非合金鋼形鋼	7216	CC	CTSH or VA	CTH	CTH or VA	CTSH or VA	RVC40%
非合金鋼線	7217	CC	CTSH or VA	CTH	CTH or VA	CTSH or VA	RVC40% or CC
ステンレス鋼インゴット・半製品	7218	CC or change from subheading 7202.41 through 7202.49 or 7202.60	CTSH or VA	CTH / CTSH	CTH or VA	CTSH or VA	RVC40% or CC
ステンレス鋼鋼板類(600mm以上)	7219		CTSH or VA	CTH / CTSH	CTH or VA / CTSH or VA	CTSH or VA	RVC40% or CC
ステンレス鋼鋼板類(600mm未満)	7220		CTSH or VA	CTH / CTSH	CTH or VA / CTSH or VA	CTSH or VA	RVC40% or CC
ステンレス鋼・線材	7221		CTSH or VA	CTH	CTH or VA	CTSH or VA	RVC40% or CC
ステンレス鋼形・棒鋼	7222		CTSH or VA	CTH / CTSH	CTH or VA / CTSH or VA	CTSH or VA	RVC40% or CC / RVC40% or CTH
ステンレス鋼・線	7223	CTSH or VA	CTH	CTH or VA	CTSH or VA	RVC40% or CTH	
その他合金鋼インゴット・半製品	7224	CC	CTSH or VA	CTH / CTSH	CTH or VA / CTSH or VA	CTSH or VA	RVC40% or CTH
その他合金鋼鋼板類(600mm以上)	7225	CC	CTSH or VA	CTH / CTSH	CTH or VA / CTSH or VA	CTSH or VA	RVC40% or CC
その他合金鋼鋼板類(600mm未満)	7226	CC	CTSH or VA	CTH	CTH or VA / CTSH or VA	CTSH or VA	RVC40% or CC
その他合金鋼線材	7227	CC	CTSH or VA	CTH	CTH or VA	CTSH or VA	RVC40% or CC
その他合金鋼形・棒鋼	7228	CC	CTSH or VA	CTH / CTSH	CTH or VA / CTSH or VA	CTSH or VA	RVC40% or CC
その他合金鋼線	7229	CC	CTSH or VA	CTH	CTH or VA	CTSH or VA	RVC40% or CC
鋼矢板・溶接形鋼	7301	CC, except Chp.72	CTSH or VA	CC	CC or VA	CTSH or VA	RVC40%
軌条・付属品	7302	CC, except Chp.72	CTSH or VA	CC	CC or VA	CTSH or VA	RVC40%
鑄鉄管	7303	CC, except Chp.72	CTSH or VA	CC	CC or VA	CTSH or VA	RVC40%
継目無鋼管	7304	CC, except Chp.72	CTSH or VA	CC	CC or VA	CTSH or VA	RVC40%
溶接鋼管/リベット接合管等 (円断面・外径406.4mm超)	7305	CC, except Chp.72	CTSH or VA	CC	CC or VA	CTSH or VA	RVC40%
溶接鋼管/リベット接合等(その他)	7306	CC, except Chp.72	CTSH or VA	CC	CC or VA	CTSH or VA	RVC40% / RVC 40% or CC except from heading 72.08, 72.09 or 72.11.

黄色ハイライト：フェロアロイの僅少証明 or スクラップの原産性証明が必要

赤色ハイライト：VALルールのみ

鉄鋼製品の主なHSコードと品目別原産地規則 (2/2)

(出所) 日本鉄鋼連盟資料

各経済連携協定の原産地規則						
		日比	日越	日印	CPTPP	RCEP
鉄鉄・スปีーゲル	7201	CC or VA	VA 40% or CC	CTSH and VA35	CC	GTH or RVC40
フェアラロイ	7202	CTH or VA	VA 40% or CTH	CTSH and VA35 / CTH / CC	CC	GTH or RVC40
直接還元鉄	7203	CC or VA	VA 40% or CC	CTH	CC	GTH or RVC40
鉄くず・再溶解用インコット	7204	WO	WO	CTSH and VA35 / CTH	CC	GTH
鉄鉄・スปีーゲル、鉄鋼の粒・粉	7205	CTH or VA / CTSH or VA	VA 40% or CTH	CTH	CC	GTH or RVC40
非合金鋼インコット等	7206	CTH or VA	VA 40% or CTH except from heading 72.01 or 72.03 through 72.29	CTH	GTH except 7206	GTH or RVC40
非合金鋼半製品	7207	CTH or VA	VA 40% or CTH except from heading 72.01 or 72.03 through 72.29	CTH		CTH except from heading 7206 or RVC40
非合金鋼 熱延鋼板類(600mm以上)	7208	CTH or VA	VA 40% or CTH except from heading 72.01 or 72.03 through 72.29	CTH	CTH	GTH except from heading 7207 or RVC40
非合金鋼冷延鋼板類(600mm以上)	7209	CTH or VA	VA 40% or CTH except from heading 72.08 or 72.11	CTH	CTH except 7208, 7211	GTH except from heading 7208 or RVC40
非合金鋼 めっき・被覆 (600mm以上)	7210	CTH or VA	VA 40% or CTH	CTH	GTH except 7208, 7209, 7211	GTH except from heading 7208 or 7209 or RVC40
非合金鋼鋼板・鋼帯(600mm未満)	7211	CTH or VA / CTSH or VA	VA 40% or CTH except from heading 72.01 or 72.03 through 72.29	CTH	CTH except 7208, 7209	GTH except from heading 7208 or 7209 or RVC40
非合金鋼 鋼板・鋼帯 めっき・被覆 (600mm未満)	7212	CTH or VA	VA 40% or CTH	CTH	7212.10→ CTH except 7208 - 7211 or RVC(35 BU/45 BD) others→ CTH except 7208 - 7211	GTH except from heading 7208 or 7211 or RVC40
非合金鋼線材	7213	CTH or VA	VA 40% or CTH	CTH	CTH	GTH or RVC40
非合金鋼熱間棒鋼	7214	CTH or VA	VA 40% or CTH	CTH	CTH except 7213	GTH except from heading 7213 or RVC40
非合金鋼冷間棒鋼	7215	CTH or VA	VA 40% or CTH except from heading 72.01 or 72.03 through 72.29	CTH	CTH except 7213, 7214	GTH except from heading 7213 or 7214 or RVC40
非合金鋼形鋼	7216	CTH or VA	VA 40% or CTH except from heading 72.01 or 72.03 through 72.29	CTH	CTH except 7208 - 7215	GTH except from heading 7208 or 7215 or RVC40
非合金鋼線	7217	CTH or VA / CTSH or VA	VA 40% or CTH except from heading 72.13 through 72.15	CTH	CTH except 7213 - 7215	GTH or RVC40
ステンレス鋼インコット・半製品	7218	CTH or VA / CTSH or VA	VA 40% or CTH	CTH	CTH	GTH or RVC40
ステンレス鋼鋼板類(600mm以上)	7219	CTH or VA / CTSH or VA	VA 40% or CTH	CTH	CTH except 7220	7219.11-7219.24:CTH or RVC40 / 7219.31-7219.90:CTSH or RVC40
ステンレス鋼鋼板類(600mm未満)	7220	CTH or VA / CTSH or VA	VA 40% or CTH except from subheading 7219.31 through 7219.90	CTH	CTH except 7219	GTH except from heading 7219 or RVC40
ステンレス鋼・線材	7221	CTH or VA	VA 40% or CTH	CTH	CTH	GTH or RVC40
ステンレス鋼形・棒鋼	7222	CTH or VA / CTSH or VA	VA 40% or CTH	CTH	CTH except 7221	GTH or RVC40
ステンレス鋼・線	7223	CTH or VA	VA 40% or CTH	CTH	CTH except 7221, 7222	GTH or RVC40
その他合金鋼インコット・半製品	7224	CTH or VA / CTSH or VA	VA 40% or CTH	CTH	CTH	GTH or RVC40
その他合金鋼鋼板類(600mm以上)	7225	CTH or VA / CTSH or VA	VA 40% or CTH	CTH	CTH except 7226	GTH or RVC40
その他合金鋼鋼板類(600mm未満)	7226	CTH or VA / CTSH or VA	VA 40% or CTH	CTH	CTH except 7225	GTH except from heading 7225 or RVC40
その他合金鋼線材	7227	CTH or VA	VA 40% or CTH	CTH	CTH	GTH or RVC40
その他合金鋼形・棒鋼	7228	CTH or VA / CTSH or VA	VA 40% or CTH	CTH	CTH except 7227	GTH except from heading 7227 or RVC40
その他合金鋼線	7229	CTH or VA	VA 40% or CTH	CTH	CTH except 7227, 7228	GTH or RVC40
鋼矢板・溶接形鋼	7301	CC or VA	VA 40% or CC except from heading 72.07 through 72.09 or 72.11	CTH	CC	GTH or RVC40
軌条・付属品	7302	CC or VA	VA 40% or CC except from heading 72.07 through 72.09	CTH	CC	GTH or RVC40
鑄鉄管	7303	CC or VA	VA 40% or CC	CTH	CC	GTH or RVC40
継目無鋼管	7304	CC or VA / CTSH or VA	VA 40% or CC except from heading 72.07 through 72.11	CTH	CC	GTH or RVC40
溶接鋼管/リベット接合管等 (円断面・外径406.4mm超)	7305	CC or VA	VA 40% or CC except from heading 72.08 through 72.11	CTH	CC	GTH or RVC40
溶接鋼管/リベット接合等(その他)	7306	CC or VA / CTH or VA	VA 40% or CC except from heading 72.08, 72.09 or 72.11 / VA 40% or CC	CTH	CC	GTH or RVC40

黄色ハイライト：フェアラロイの僅少証明 or スクラップの原産性証明が必要

赤色ハイライト：VALルールのみ

PHASE

2

原産品であることの確認

目次

PHASE 1 EPA利用の確認 (P10~27)

PHASE 2 原産品であることの確認 (P28~38)

R
Request

原産資格調査の依頼

PHASE2の目的	P30
作業手順	P30
例題	P31

STEP1

生産者へ依頼を送信しよう！

JAFTAS操作方法	P32
【用語解説】 回答方法	P33
同意通知	P33
サプライヤー証明書（輸出品）	P33
サプライヤー証明書（構成品）	P34
新規/定期原産性確認/再依頼	P34
品目別原産地規則	P35
CTCルール	P36

STEP2

調査結果を確認しよう！

JAFTAS操作方法	P37
------------	-----

PHASE 3 証明書の用意 (P39~49)

その他の対応事項

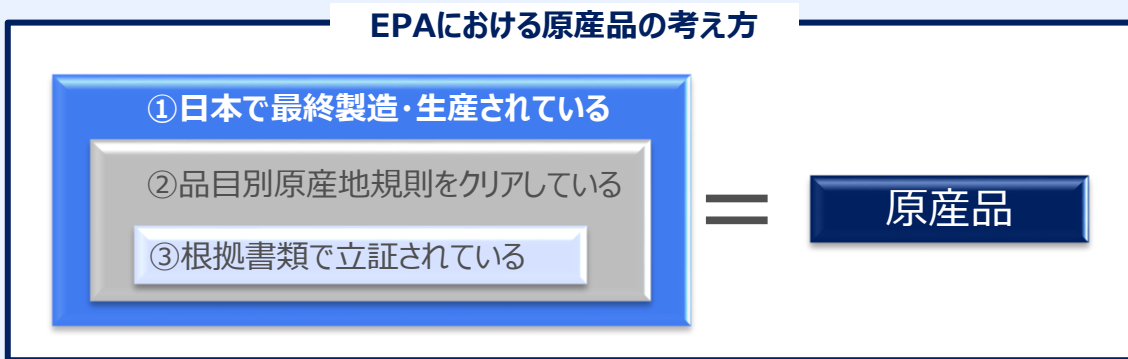
(P60~63)

PHASE2
の目的

対象産品が日本の原産品であることを生産者に証明してもらおう！

EPAを利用するためには、日本の「原産品」であることが必要不可欠です。
原産品であることを証明するには、以下の3つのルールを満たす必要があります。

- ①日本国内で最終製造・加工がされている
- ②品目別原産地規則（＝EPAで定められた原産品と認められるためのルール）をクリアしている
- ③品目別原産地規則をクリアしていることが根拠書類で立証されている



自社で生産していない場合は、原産品であることの証明を生産者に依頼する必要があります。



作業手順

大きく以下の2つのステップに沿って進めます。

STEP1 生産者へ依頼を送信しよう！

- JAFTASの「調査依頼・回答受信（R）」のメニューより、生産者に対して原産資格調査の依頼を送信します
※依頼をする上で必要となる基本情報は、PHASE1で登録した輸出品情報が自動的に反映されます

（生産者から回答が返ってきたら・・・）

STEP2 調査結果を確認しよう！

- JAFTASの「調査依頼・回答受信（R）」のメニューより、生産者からの回答内容を確認し、問題が無ければ承認をします

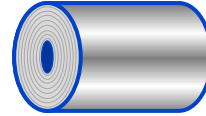
作業手順について、以下の例題に沿って解説していきます。



例題

以下の製品について、製造メーカーにEPAの原産資格調査を依頼します

製品 : 冷延コイル
輸出先 : オーストラリア
HSコード : 7209.16
協定 : 日オーストラリア協定



▶ 商流



(輸出者)

株式会社XYZ商事



(生産者)

ABC鉄鋼株式会社

STEP1

生産者へ依頼を送信しよう！



P22の6) の作業後、自動的に調査回答・回答受信 (R) のメニューに移動し、依頼作成画面が表示されます。

1) 『依頼情報』部の内容を確認し、画面最下部「依頼送信」をクリックして、送信完了

- ▶ 『依頼情報』部の内容が仕入先へ伝達されます
- ▶ 「編集」をクリックすると担当者等の情報を変更可能です
- ▶ 「依頼送信」ボタンは確定権限を持つユーザーにしか表示されません

用語解説

回答期限：2022/9/30 回答方法：同意通知

依頼情報

依頼ID R000000XXXX 企業ID C000000000X

依頼者 株式会社XYZ商事 事業部名 海外営業部

担当者* 鈴木 花子 自分 電話番号

所属部署 メールアドレス* xxxxxxxx@xyz.co.jp

品番 Steel

品名 (英) COLD ROLLED STEEL

これらの情報は、画面最下部の「編集」をクリックすると入力可能となります

協定 日オーストラリア協定 輸入通関国 オーストラリア

HSコード* 720916:-冷間圧延をしたもの (更に... HS年版 2012

用語解説

新規/定期原産性維持確認 /再依頼 新規

選択可能な品目別規則は自動表示されます

品目別原産地規則 用語解説

詳細	条件
CTH	第七二・〇八項又は七二・一一項の材料からの変更を除く。

一覧へ戻る

編集

依頼送信

～依頼先からの回答を待ちます～

回答が返ってくると調査依頼・回答受信 (R) の対象データのステータスが「回答済」となります。

STEP1 生産者へ依頼を送信しよう！

用語解説

回答方法とは

回答方法とは、同意通知やサプライヤー証明書等、依頼先からどのような形で原産性であることの結果を受け取りたいかを伝えるための項目です。JAFTASでは、以下の条件で、自動的に表示されます。

回答方法	荷姿	証明制度	日商手続きの有無	期限の設定
同意通知	輸出品	第三者証明制度	有り	同意通知期限 (必須)
サプライヤー証明書	輸出品	自己証明制度	無し	サプライヤー証明書の期限 (任意)
	構成品	第三者証明制度/ 自己証明制度	無し	

用語解説

同意通知とは

第三者証明制度の場合には、原産地証明書は日本商工会議所が発給します。このため、輸出者は、日本商工会議所に対して原産地証明書の「発給申請」の手続きが必要となります。

日本商工会議所は、原産地証明書の発給に先立ち、産品が原産品であることの“判定”を行い、判定の結果、原産品であると認められる場合には、判定の“承認”をします。

輸出者と生産者が異なる場合、生産者が日本商工会議所に判定を依頼し、判定承認を受けた後に、輸出者に対してその承認結果の利用を許可することで、輸出者が原産地証明書の発給を行うことが可能になります。生産者が承認結果の利用を輸出者へ許可するための手続きを「同意通知」と言います。

※日本商工会議所における一連の手続きは、全て日本商工会議所の発給システム上で行われます

※発給システムを利用するためには、「企業登録」が必要です (P23参照)

※生産者ではない輸出者が、生産者から根拠資料を入手し、自社 (輸出者側) で原産性の判定を行うケースもありますが、本マニュアルでは生産者側で原産性を判断することを前提としています。

用語解説

サプライヤー証明書 (輸出品) とは

サプライヤー証明書 (輸出品) は、輸出品がEPAにおける原産品である旨の、輸出品の生産者による宣誓書を言います。

生産者が、輸出品がEPAにおける原産品であることを証明し、輸出者に対して、輸出品が原産品であることを宣誓する際に発行するもので、原則として、利用協定が自己証明制度の場合に必要な文書です。

JAFTASでは、回答方法に従ってシステム上で自動的に作成されます。

※商流パターン①、②の場合にあり得ます。

STEP1 生産者へ依頼を送信しよう！

用語解説

サプライヤー証明書（構成品）とは

サプライヤー証明書（構成品）は、輸出品を構成する部品や材料（以下、構成品）が、EPAにおける原産品である旨の、当該構成品のサプライヤーによる宣誓書を言います。

原則として、構成品の生産者が、当該構成品について、輸出品に利用するEPAにおける原産品であることを証明し、輸出品の生産者に対して、構成品が原産品であることを宣誓する際に発行します。

JAFTASでは、回答方法に従ってシステム上で自動的に作成されます。

※商流パターン②、③の場合にあり得ます。

用語解説

新規/定期原産性維持確認/再依頼とは

過去に、同一製品についてJAFTASで原産資格調査を依頼したことがある場合で、今回再度調査を依頼する場合には、「定期原産性維持確認」又は「再依頼」の区分となります。（それ以外の場合はすべて「新規」です。）以下の項目について、今回の調査依頼内容と過去の調査依頼内容が一致するかどうか、及び過去の調査結果（原産or非原産）を条件として、それぞれ自動的に表示されます。

「定期原産性維持確認」：定期原産性維持確認は、過去の調査結果が「原産」であった製品について、内容に変更がなく、原産性が維持されているかどうかを確認することが目的です。
また、第三者証明制度の場合の同意通知や、サプライヤー証明書の有効期限が切れてしまった、若しくは近い将来きれてしまう場合には、定期原産維持確認の扱いで、“期限延長”を行います。

「再依頼」：再依頼は、過去の調査結果が「非原産」であったものについて、再度調査を依頼するケースです。

区分	過去と同一か異なるか							過去の調査結果
	品番	協定	HSコード	仕入先	回答方法 (同意通知/サプライヤー証明書)	荷姿	調査起点企業ID	
新規	どれか一つでも異なっている場合							-
定期原産性維持確認	同一	同一	同一	同一	同一	同一	同一	原産
再依頼								非原産

STEP1

生産者へ依頼を送信しよう！

用語解説

品目別原産地規則とは

品目別原産地規則とは、産品に対して実質的な製造・加工等が行われているかを客観的に判断するためのルールのことです。鉄鋼製品の分野では、主に「CTCルール」と呼ばれる基準が設定されています。品目別原産地規則は協定ごと・HSコードごとに定められています。

CTCルール
(関税分類変更基準)

用語解説

鉄鋼製品の品目別原産地規則の特長

日本鉄鋼連盟によるPSR交渉の取り組みにより、鉄鋼製品に関してはCTCルールが主に採用されています。また、鉄鋼製品については、上記の例のように、多国間協定よりも二国間協定のほうが品目別原産地規則の基準が緩やか（簡単）である傾向があります。

※各協定の鉄鋼製品の主な品目別原産地規則はP26～27参照

キーとなるのは、“協定年次版の”HSコード6桁！？

品目別原産地規則は、上記の通り協定ごと・HSコードごとに定められていますが、このHSコードは、協定年次版のHSコードがキーとなります。

STEP1 生産者へ依頼を送信しよう！

用語解説

CTCルールとは

CTC : Change in Tariff Classification

日本語では「関税分類変更基準」と呼ばれ、製品とその製品の材料のHSコードを比較して、番号が異なっていれば、実質的な製造・加工が行われたと認められるルールです。

CTCルールの変更のレベルは3種類あります。

CC	他の類（上2桁）の材料からの変更	製品と材料のHSコード上二桁の内、一桁でも番号が異なっている
CTH	他の項（上4桁）の材料からの変更	製品と材料のHSコード上四桁の内、一桁でも番号が異なっている
CTSH	他の号（上6桁）の材料からの変更	製品と材料のHSコード上六桁の内、一桁でも番号が異なっている

CC : Change of Chapter

CTH : Change of Tariff Heading

CTSH : Change of Tariff Sub-Heading

* 産品を構成する全ての材料がCTCルールを満たしている必要があります。ただし、デミニマスルールを利用できる場合は、例外的対応をすることが認められています。

例：冷延コイル（HSコード：7209.16）の場合

◆CCのケース

材料表		HSコード			製造・加工	冷延コイル		HSコード		
1	鉄鉱石	26	01	11				72	09	16
2	フェロアロイ	72	02	**						

フェロアロイのHSコードの上2桁が同じ番号なので
原産品とはいえない！

HSコードが変わらない材料については、日本の原産品であることの証明が必要となります。

4桁レベルで番号が変わっているので
原産品といえる！

◆CTH、CTSHのケース

材料表		HSコード			製造・加工	冷延コイル		HSコード		
1	鉄鉱石	26	01	11				72	09	16
2	フェロアロイ	72	02	**						

STEP2 調査結果を確認しよう！



回答が返ってきたら・・・

- 1) メニューから調査依頼・回答受信(R) > 調査中をクリック
- 2) 一覧画面にて、必要に応じてステータス“回答済”に絞って検索を行い、対象IDの 🔍 マークをクリック



- 3) 仕入先からの回答を『調査結果』『回答内容』部にて確認

🔍 調査依頼・回答受信 (R) 詳細 ID : R0000003955
 作成中 → 受付前 → 調査中 → 支給品調査中 → **回答済** → 回答内容確定 → 承認済

調査結果

調査結果	達成	手動判定フラグ	
日商判定番号	1234567890	生産者 企業登録番号	123456789
生産者名	ABC鉄鋼株式会社	生産工場住所	千葉県千葉市市場町1-1-1
生産工場名	千葉工場	その他基準	
使用判定基準	CTH	回答者有効期限/同意通知期限	2025/07/01
回答方法	同意通知		

(回答方法が同意通知の場合)

同意通知は、生産者から輸出者へ日本商工会議所システムを通して行われます。日本商工会議所のシステム上で同意通知を受信していることを確認し、日商判定番号、同意通知期限の情報が一致していることを確認します。

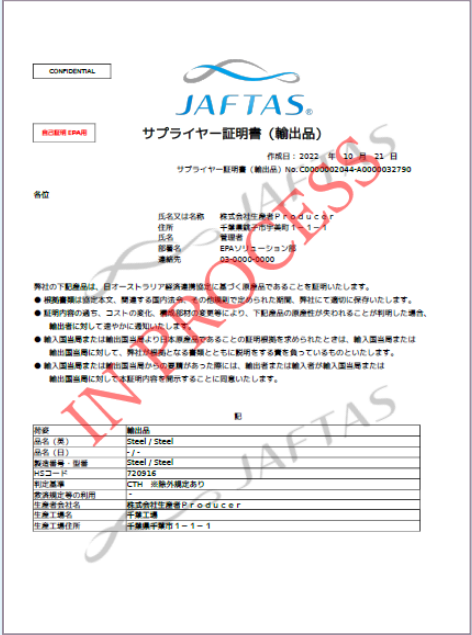
STEP2 調査結果を確認しよう！



(回答方法がサプライヤー証明書の場合)
『回答内容』部の右下の「サプライヤー証明書」のボタンをクリックして、サプライヤー証明書をダウンロード、内容に問題が無いかどうか確認します
※JAFTASで作成されたサプライヤー証明書の場合、英文のサプライヤー証明書は、後続の「承認」後にダウンロードできるようになります

サプライヤー証明書は、生産者がJAFTASに入力した内容を元に自動的に生成されます
この時点では、「IN PROCESS」と赤字で表示されます

サプライヤー証明書



4) 回答結果・内容に問題がなければ、画面最下部「回答内容確定」をクリック



5) 4) と同様に内容を確認し、画面最下部「承認」をクリックして完了
▶「承認」ボタンは確定権限を持つユーザーにしか表示されません



この段階で、サプライヤー証明書上の「IN PROCESS」の赤字が消えます

回答内容が承認されると、当該データのステータスが「回答済」から「承認済」へと変わります

～JAFTAS操作はここまでで完了です～

PHASE

3

**証明書
の用意**

目次

PHASE

EPA利用の確認 (P10~27)

PHASE

2

原産品であることの確認 (P28~38)

PHASE

3

証明書の用意 (P39~49)

I
Identifi
cation

原産地証明書の発給/作成

PHASE3の目的

P41

作業手順

P41

(1) 日本商工会議所への発給申請 (第三者証明の場合)

P42

(2) 自己証明の申告書作成 (自己証明の場合)

P44

+a

その他の対応事項

(P60~63)

PHASE3
の目的

原産地証明書を取得/作成しよう！

産品が日本の原産品であることが確認・証明できたら、いよいよ、輸入国で輸入申告の際に提出する原産地証明書を用意します。



作業手順

利用協定の証明制度によって取得方法が異なります。
該当の証明制度のページを参照してください。

第三者証明制度

(1) 日本商工会議所への発給申請 P42~43

- 日本商工会議所の発給システムより、発給申請を行います
- この際、PHASE2で生産者から受領した「判定番号」が必要です
- 発給を受けたら、輸入者へ送付します
※RCEP協定、日タイ協定はPDFでの発給で、それ以外の協定は紙媒体で発給されます

自己証明制度

(2) 自己証明の申告書作成 P44~49

- JAFTASを用いて作成します
- 作成後、輸入者へ送付します

(1) 日本商工会議所への発給申請（第三者証明制度の場合）

利用する協定が第三者証明制度である場合には、日本商工会議所の発給システムより、原産地証明書の発給申請を行います。具体的な操作手順に関しては、以下の日本商工会議所のHP、並びに各マニュアルを参照してください。

<日本商工会議所HP>

「発給申請」について：<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/7.html>

<日本商工会議所マニュアル>

第一種特定原産地証明書発給申請マニュアル-発給システム操作編- P50～：
https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_system.pdf#page=50

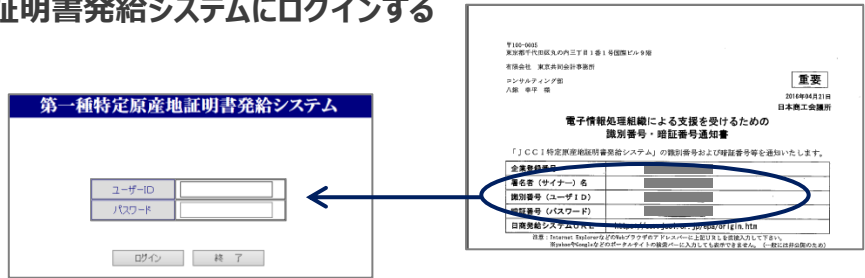
(日商手続きのイメージ)

※第三者証明制度において、生産者ではない輸出者が、生産者から根拠資料を入手し、自社（輸出者側）で原産性の判定を行うケースもありますが、本マニュアルでは生産者側で原産性を判断することを前提としています。

＜発給システムの操作方法＞

第一種特定原産地証明書発給システムから発給申請を行う手続きは以下の通りです。
※詳細は、前のページで紹介している日本商工会議所のマニュアルを参照してください。

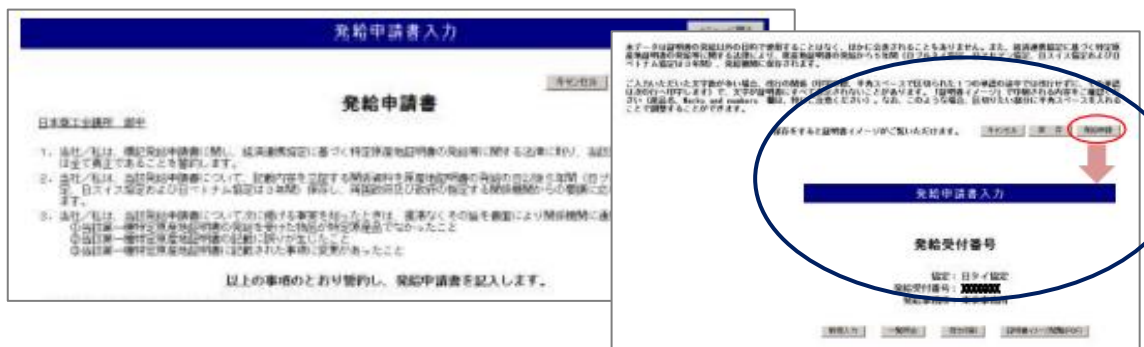
1 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする



2 「発給申請書入力」をクリックし、次の画面で「新規入力」をクリックする



3 発給申請書入力画面で、発給申請書情報について必要な項目を入力し、「発給申請」をクリックする



(2) 自己証明の申告書作成（自己証明制度の場合）

利用する協定が自己証明制度の場合には、協定で定める形式の申告書を自社で作成します。JAFTASを用いて書類を作成、発行することも可能です。必要に応じて、以下の税関、及びJETROのガイドラインも参照してください。

EPA毎の手引き（税関HP、JETRO解説書）

▶ 日オーストラリア協定

「自己申告制度」利用の手引き ～日豪 EPA～（財務省関税局・税関 2021年2月）
https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou_au.pdf

▶ CPTPP

「自己申告制度」利用の手引き ～CPTPP～（財務省関税局・税関 2021年6月）
https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou_tpp.pdf

「TPP11解説書」（JETRO）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/tpp/TPP11_kaisetsu.pdf

▶ 日EU協定

「日EU・EPA 自己申告及び確認の手引き」（財務省関税局・税関 2021年2月）
https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou_eu.pdf

「日EU・EPA解説書」（JETRO 2020年3月改訂版）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/eu/epa/pdf/euepa202003.pdf

▶ 日英協定

「日英EPA 自己申告及び確認の手引き」（財務省関税局・税関 2020年12月）
https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou_uk.pdf

「日英EPA解説書」（JETRO 2021年3月改訂版）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/eu/epa/ukjapanepa0331.pdf

▶ RCEP

「自己申告制度」利用の手引き ～RCEP協定～（財務省関税局・税関 2021年12月）
https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou_rcep.pdf

「RCEP協定解説書」（JETRO 2021年12月改訂版）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/rcep/rcep.pdf



・JAFTASで証明書を作成します

1) メニューから原産資格証明書 (I) > 一覧をクリック

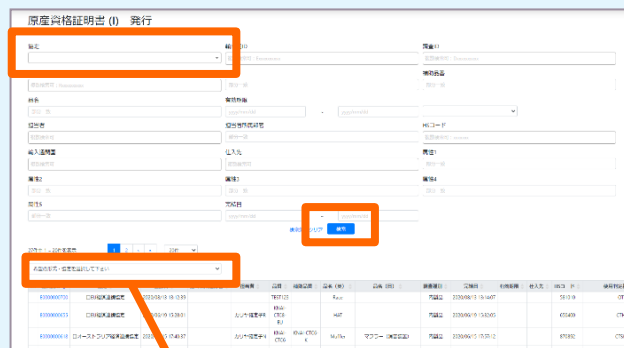


2) 「原産資格証明書(I) 一覧」画面にて、「新規作成」をクリック



3) 「原産資格証明書(I) 発行」画面にて、左上の「協定」から使用する協定を一つ選択し、「検索」をクリック

▶協定以外に指定したい条件がある場合は、ここで指定した上で「検索」をクリックします。

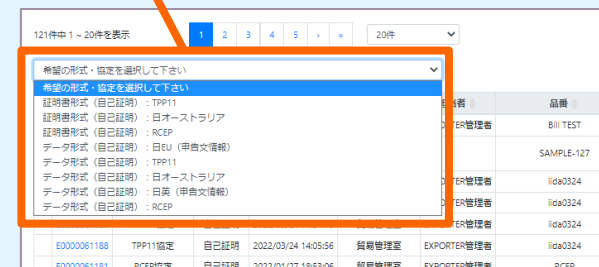


4) プルダウン「形式・協定の選択リスト」から協定を選択すると、選択した協定のFTA対象品(輸出品)のみ、マーク左横にチェックボックスが表示される。

原産資格証明書を発行したい対象品のチェックボックスに☑を入れる

対象協定：日オーストラリア、TPP11、日EU、日英*

5) 選択が完了したら、プルダウンの横の「実行」をクリック



実行

*RCEPは、現在使える国が限定されていることから、JAFTASでは未対応



6) [発行情報 登録] 画面に遷移。必要に応じて『社内メモ』に発行の記録を残し、「発行画面へ」をクリック

- ▶画面下部の「一時保存」をクリックすると、入力途中・入力後の一時保存が可能です
- ▶作成した登録情報に対して発行IDが採番されており、一覧の最上部に表示されます

7) 表示されるポップアップにて「はい」をクリック

8) [発行情報 詳細] 画面に遷移。必要に応じて入力欄に入力し、内容を確認

※以下の画面は日オーストラリア協定の場合です。協定により画面構成、入力項目は異なります。

発行情報

協定 日オーストラリア協定 **証明制度** 自己証明

証明者は 輸出者 生産者

証明者名 (英) *

証明者企業名 (英) * **証明者住所 (英) ***

国名まで記載ください

証明者電話番号* **証明者メールアドレス (英) ***

輸出品情報	輸出品ID	品名 (英)	パッケージマーク・番号	重さ・個数
	E00000XXXX	Steel	<input type="text" value="入力"/>	<input type="text" value="入力"/>
	インボイス番号・日付	HSコード	適用基準	有効期限
	<input type="text" value="入力"/>	HS720916	PSR	

9) 内容に問題が無ければ右下の「発行」をクリック



証明書形式で出力した場合の、CPTPPの申告書サンプルです。

基本的にはJAFTAS上のデータが自動で反映されますが、一番下の署名、日付の欄のみ記載が必要です。

Origin Certification Document (Japan-Australia Economic Partnership Agreement)			
1. Exporter's or Producer's Name and Address XYZ Trading Corporation 1-1-1, Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN Email: xxxxxxx@xyz.com			
証明者（輸出者）の 情報（JAFTASで入力 した内容が表示）			
No.	2. Description of goods Description of good(s) including number and kind of packages; marks and numbers on packages; weight (gross or net weight), quantity (quantity unit) or other measurements (litres, m3, etc.); invoice number(s) and date(s), or sufficient details to identify the consignment.	3. Harmonised System tariff classification number (HS 6 digit) of goods	4. Preference criteria (WO, PE, PSR); and Other (de minimis, accumulation), if applicable
	Steel MADE IN JAPAN CT/#.1-100 100CT 30,000kg 100rolls XYZ-999999 2022.8.25	HS720916	PSR
製品名、外装個数、ケースマーク、重量、 数量、M3、インボイス番号、インボイス日付、 HSコード、使用した原産地基準 (JAFTASで入力/証明した内容が表示)			
5. Other (any other applicable origin criteria or other indication)			
<input type="checkbox"/> Non-party invoice			
6. Certification I, the undersigned, declare that the good(s) described in Box 2 meet(s) all the relevant requirements of Chapter 3 of the Agreement between Japan and Australia for an Economic Partnership and is/are (an) originating good(s) under the Agreement.			
Date			
Name			(signature or stamp)
Address			
Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document: <input type="checkbox"/> Importer <input checked="" type="checkbox"/> Exporter <input type="checkbox"/> Producer			
日付、証明者氏名、 署名または押印、住所 記載必須			

証明書形式で出力した場合の、CPTPPの申告書サンプルです。
基本的にはJAFTAS上のデータが自動で反映されますが、一番下の署名、日付の欄のみ記載が必要です。

Origin Certification Document

(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)

1. CERTIFIER Name, address, country, telephone number and e-mail address

XYZ Trading Corporation
1-1-1, Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN
Tel: 03-XX-XXXX
Email: xxxxxxxx@xyz.com

Certifier is: Exporter

2. EXPORTER Name, address, country, telephone number and e-mail address

Same as Certifier

3. PRODUCER Name, address, country, telephone number and e-mail address

Available upon request

証明者、輸出者、輸入者の情報（JAFTASで入力した内容が表示）

4. IMPORTER Name, address, country, telephone number and e-mail address

Australia XYZ Trading Company
1-1-1, Sydney, Australia
Tel: XX-XX-XXXX
Email: xxxxxxxx@au-xyz.co.au

5. DESCRIPTION AND HS TARIFF CLASSIFICATION OF THE GOOD(S)

#	DESCRIPTION	HS TARIFF CLASSIFICATION	ORIGIN CRITERION*	INVOICE NUMBER**	BLANKET PERIOD**	
					STARTING DATE	ENDING DATE
1	COLD ROLLED STEEL	HS 720916	Article3.2(C)	XYZ-999999	-	-
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

製品名、HSコード、使用した原産地基準、インボイス番号（JAFTASで入力/証明した内容が表示）

本申告書を複数の船積みにおいて使用する場合、12か月以内で期間を設定できる。（1度しか使用しない場合は空欄でOK）

* TPP Article 3.2(a): a good is wholly obtained or produced entirely in the territory of one or more of the Parties.

TPP Article 3.2(b): a good is produced entirely in the territory of one or more of the Parties, exclusively from originating materials.

TPP Article 3.2(c): a good is produced entirely in the territory of one or more of the Parties using non-originating materials provided the good satisfies all applicable requirements of Product-Specific Rules of Origin.

** Optional

6. AUTHORIZED SIGNATURE AND DATE

I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained in this document is true and accurate.

I assume responsibility for proving such representations and agree to provide such information upon request or to make available during a verification visit, documentation necessary to support this certification.

署名、日付 記載必須

NAME AND SIGNATURE _____

DATE _____

日EU・日英協定の場合は、指定の文言（青字部分）をインボイス上、若しくは付随する書類に記載します。
（記載する書類の例：インボイス/パッキングリスト/左記書類のアップロード等）

JAFTASからは、法人番号、企業名（英）、企業住所（英）、輸出品の品番・品名（英/日）・HSコード・用いられた原産性の基準・有効期限のデータがエクセルでダウンロードできる形となりますので、ダウンロードしたデータをもとに以下青枠内の必要記載項目を記載してください。

Invoice (Sample)

To: XYZ Trading Company Europe
1-1-1, Amsterdam, Netherlands
Tel: XX-XX-XXXX Email: xxxxxxxx@xyz.co.nl

XYZ Trading Corporation
1-1-1, Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN
Tel: 03-XXXX-XXXX
Email: xxxxxxxx@xyz.com

Payment term:
From: Tokyo To: Rotterdam

Invoice No.: XYZ-999999

同一インボイスに、EPAを適用する製品と適用しない製品が混在する場合には、適用する製品がどれかが分かるようにすること
※ただし、輸入国により運用方法が異なる可能性があるため、輸入者と確認してください。

Description	Quantity	Unit price	Amount
Cold Rolled Steel *	5 rolls	USD	USD
XXXXXXXX	X rolls	USD	USD
XXXXXXXX	X rolls	USD	USD
Total:	X rolls	FOB JAPAN	USD

* Origin Declaration
(Period: from to)

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No. 1234567890123) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of JAPAN preferential origin.

(Origin criteria used) C1 → 用いられた原産性の基準 (J列)

(Place and date) 1-1-1 Chiyoda-ku Tokyo JAPAN Aug. 30 2022 → 住所 (E列)、日付

(Printed name of the exporter) XYZ Trading Corporation → 会社名 (D列)

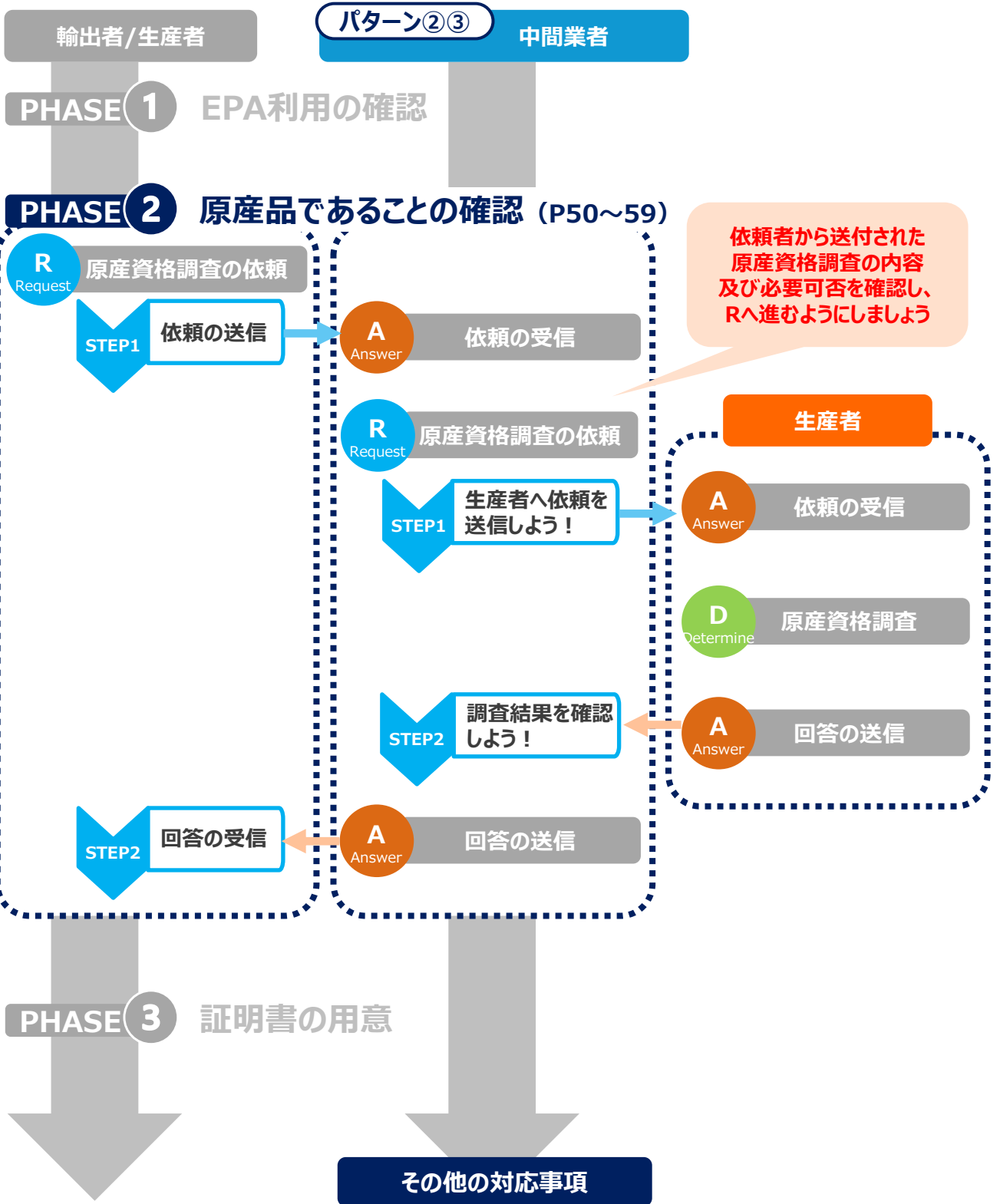
法人番号 (C列)

XYZ Trading Corporation

パターン②③

自社が中間業者である場合

本マニュアルについて（再掲）



PHASE

2

原産品であることの確認

PHASE 2 原産品であることの確認 (P50~59)

PHASE2の目的	P54
作業手順	P54
例題	P55

A
Answer

依頼の受信

JAFTAS操作方法	P56
------------	-----

R
Request

原産資格調査の依頼

STEP1

生産者へ依頼を送信しよう！

JAFTAS操作方法	P57
------------	-----

STEP2

調査結果を確認しよう！

JAFTAS操作方法	P58
------------	-----

A
Answer

依頼の受信

JAFTAS操作方法	P59
------------	-----

+α

その他の対応事項

(P60~63)

PHASE2
の目的

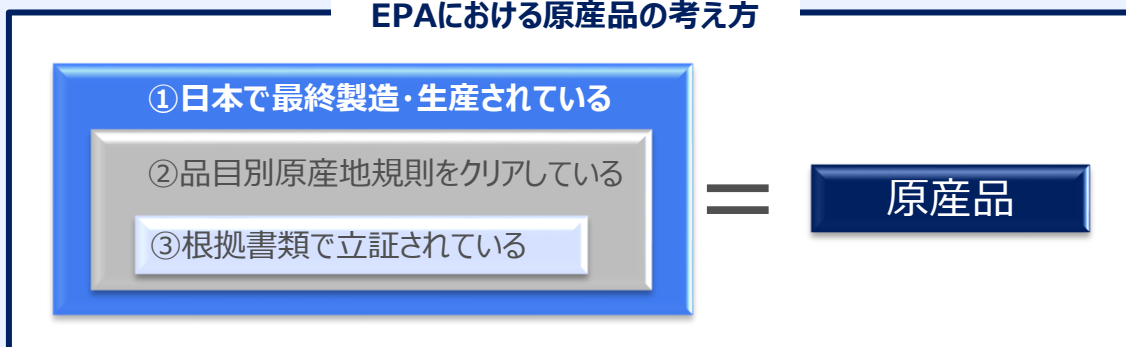
調査対象品が日本の原産品であることを、生産者に証明してもらおう！

輸出者がEPAの原産地証明書を取得するためには、対象の産品が日本の「原産品」であることが必要不可欠です。

原産品であることを証明するには、以下の3つのルールを満たす必要があります。

- ①日本国内で最終製造・加工がされている
- ②品目別原産地規則（＝EPAで定められた原産品と認められるためのルール）をクリアしている
- ③品目別原産地規則をクリアしていることが根拠書類で立証されている

EPAにおける原産品の考え方



これらのルールを満たしているかどうかの確認を行うことができるのは、原則として、生産情報を把握している生産者です。自社で生産を行っていない場合には、仕入先の生産者へ依頼を転送し、日本の原産品かどうかを確認してもらう必要があります。



作業手順

依頼者とのやり取りに関わる部分「A」と、生産者とのやり取りに関わる「R」の大きく2つの要素があり、以下の流れに沿って進めます。

A

Answer

依頼の受信

- 依頼者から受信した依頼事項の内容を確認します

R

Request

依頼の送受信

- 2つのステップに沿って、自社の仕入先である生産者へ原産資格調査の依頼を送り、回答を得ます

A

Answer

回答の送信

- 生産者から得た回答内容を、さらに依頼者へ送信します

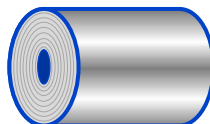
作業手順について、以下の例題に沿って解説していきます。



例題

(輸出者) 当社が輸出する製品についてEPAを使いたいのですが、自社のみでは証明できないため、材料の原産性を生産者に確認し、サプライヤー証明書を手に入れてください。JAFTASで依頼を送信しました！

産品 : 冷延コイル
輸出先 : オーストラリア
HSコード : 7209.16
協定 : 日オーストラリア協定



▶ 商流



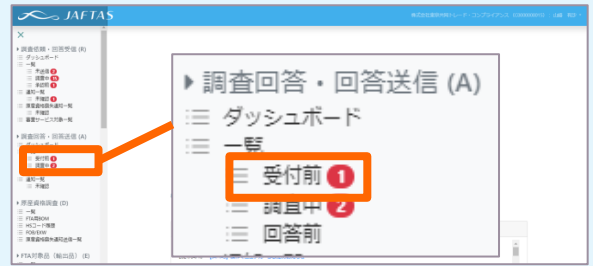
(自社) → (生産者) この製品について、納品先であるDEF自動車からEPAの原産資格調査の依頼を受けました！
JAFTASで依頼を送信したので、原産品かどうかを確認してください。

▶ 商流

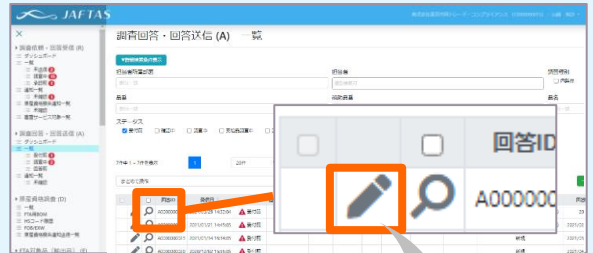


まずはじめに・・・依頼者から送付されてきた「原産資格調査の依頼」を確認します。

1) メニューから調査回答・回答送信 (A) > 受付前をクリック



2) 一覧画面にて、必要に応じて検索を行い、対象IDのマークをクリック



3) 『作業担当者』部にて当操作を行う担当者名を選択（任意）し、必要情報を入力
 ▶ 「自分」をクリックするとログインしているユーザーの情報が反映されます
 ▶ ※の項目は入力／選択必須です
 ▶ 右端の「依頼情報からコピー」をクリックすると『依頼情報』部の品番と品名をコピーできます

作業担当者			
担当者名	<input type="text" value="選択 or 「自分」クリック"/> <input type="button" value="自分"/>		
依頼情報			
依頼ID	R000000XXXX	企業ID	C0000000XXXX
依頼者	株式会社DEF自動車	事業部名	
担当者	自動 太郎	電話番号	
所属部署	購買部	メールアドレス	xyz@xxxx.co.jp
品番	Steel Products		
品名 (英)	COLD ROLLED STEEL	品名 (日)	冷延コイル
協定	日オーストラリア協定	輸入通関国	オーストラリア
HSコード	720916	HS年版	2012
調査内容		依頼情報からコピー	
品番※	<input type="text" value="入力 or 「依頼情報からコピー」をクリック"/>	補助品番	
品名 (英) ※ ※日・英どちらか必須	<input type="text" value="入力 or 「依頼情報からコピー」をクリック"/>	品名 (日) ※ ※日・英どちらか必須	<input type="text" value="入力 or 「依頼情報からコピー」をクリック"/>
仕入先※	<input type="text" value="「外製品+仕入先会社名」を選択"/>		

4) 必要内容を確認し、画面最下部の「受付」をクリック



STEP1 生産者へ依頼を送信しよう！



依頼の受付後、画面最下部に「▷依頼作成」ボタンが表示されます。

一覧へ戻る

編集

▶ 依頼作成

- 1) 受付時に入力した内容が『調査内容』部に反映されていることを確認し、「▷依頼作成」をクリック
- 2) ポップアップが表示されるので回答期限を設定し「はい」をクリック

依頼作成

新しく依頼を作成します。よろしいですか？

回答期限*

2021/05/23

キャンセル はい

<<依頼が作成されます>>

- 3) 『依頼情報』部の内容を確認し、画面最下部「依頼送信」をクリックして、送信完了
 - ▶ 『依頼情報』部の内容が仕入先へ伝達されます
 - ▶ 「編集」をクリックすると担当者等の情報を変更可能です
 - ▶ 「依頼送信」ボタンは確定権限を持つユーザーにしか表示されません

回答期限：2022/9/30 回答方法：同意通知

依頼情報

依頼ID R000000XXXX 企業ID C000000000X

依頼者 株式会社XYZ商事 事業部名 海外営業部

担当者* 鈴木 花子 自分 電話番号

所属部署 メールアドレス* xxxxxxxx@xyz.co.jp

品番 Steel

品名(英) COLD ROLLED STEEL

協定 日オーストラリア協定 輸入通関国 オーストラリア

HSコード* 720916:-冷間圧延をしたもの(更に・・・) HS年版 2012

これらの情報は、画面最下部の「編集」をクリックすると入力可能となります

『依頼情報』の項目で不明な点は操作マニュアル R2) [調査依頼・回答受信(R)] 詳細 を参照ください。

一覧へ戻る

編集

依頼送信

～依頼先からの回答を待ちます～

回答が返ってくると調査依頼・回答受信 (R) の対象データのステータスが「回答済」となります。

STEP2 調査結果を確認しよう！



回答が返ってきたら・・・

- 1) メニューから調査依頼・回答受信(R) > 調査中をクリック
- 2) 一覧画面にて、必要に応じてステータス"回答済"に絞って検索を行い、対象IDの 🔍 マークをクリック



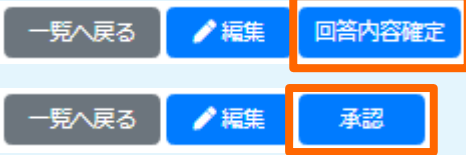
- 3) 仕入先からの回答を『調査結果』『回答内容』部にて確認し、画面最下部「回答内容確定」をクリック
▶回答方法：サプライヤー証明書の場合は、『回答内容』部右下のから証明書をダウンロードして内容を確認できます
※JAFTASで作成されたサプライヤー証明書の場合、英文のサプライヤー証明書は、後続の「承認」後にダウンロードできるようになります

🔍 調査依頼・回答受信 (R) 詳細 ID : R0000003955

作成中 → 受付前 → 調査中 → 支給品調査中 → **回答済** → 回答内容確定 → 承認済

調査結果		手動判定フラグ
調査結果	達成	
日商判定番号	1234567890	生産者 企業登録番号 123456789
生産者名	ABC鉄鋼株式会社	生産工場住所 千葉県千葉市工場町1-1-1
生産工場名	千葉工場	その他基準
使用判定基準	CTH	回答者有効期限/ 同意通知期限 2025/07/01
回答方法	同意通知	

- 4) 3) と同様に内容を確認し、画面最下部「承認」をクリックして完了
▶「承認」ボタンは確定権限を持つユーザーにしか表示されません
▶添付ファイル欄にファイルが添付されている場合、ファイルは次ページの納品先への回答画面へは引き継がれません。添付ファイルを納品先へ送付するには、当画面よりファイルをダウンロードし、次ページの調査回答・回答送信(A)編集画面の添付ファイル欄へアップロードしてください



- 5) 調査回答・回答送信(A)に移動するために画面右上の回答ID (A+10桁) をクリック

🔍 調査依頼・回答受信 (R) 詳細 ID : R0000006579 回答 : A000007423(調査完了)

作成中 → 受付前 → 調査中 → 支給品調査中 → 回答済 → 回答内容確定 → **承認済** 閲覧期限 : 2021/06/09

1) 『調査結果』部の内容を確認し、画面最下部の「回答内容入力」をクリック

一覧へ戻る

回答内容入力

2) 『回答内容』部の情報を必要に応じて編集

▶ 必須項目

住所 (日) / 担当者 (日) / 電話番号 / 所属部署

▶ 『調査結果』および『回答内容』は依頼者へ伝達されます

▶ 「自分」をクリックすると現在ログインしているユーザーの登録情報を自動で入力できます

回答内容

回答ID A00000000XXX

企業ID C00000000XXXX

回答者 (日) 株式会社XYZ商事

回答者 (英) XYZ Trading Corporation

事業部名 (日)

事業部名 (英)

住所 (日) * 入力 or 「自分」クリック

住所 (英)

担当者 (日) * 入力 or 「自分」クリック

自分

担当者 (英)

電話番号 * 入力 or 「自分」クリック

所属部署 * 入力 or 「自分」クリック

所属部署 (英)

メールアドレス

回答者品番 Steel Products

回答日

確定日

メッセージ

3) 内容を確認後、画面最下部「入力完了」をクリックし、表示されるポップアップの「はい」をクリック

一覧へ戻る

入力完了

4) 承認のため、再度3) 同様に内容確認の上、画面最下部「回答完了 承認」をクリックし、表示されるポップアップの「はい」をクリックして回答送信完了

▶ 「回答完了 承認」ボタンは確定権限を持つユーザーにしか表示されません

▶ 「回答完了 承認」クリック後のステータスは「回答済」になります

一覧へ戻る

編集

回答完了 承認

～操作はここまでで完了です～

5) 納品先にて回答内容が承認されると、当該データのステータスが「回答済」から「承認済」へと変わる

全パターン共通

その他の対応事項

+a

その他の対応事項（共通）

（P60～63）

（1）その他の対応事項

P62

（2）当局による調査について

P63

(1) その他の対応事項

証明書を用意した後も実施するべき対応事項があります。以下の項目について対応した上で、管理が必要なものについては組織として管理体制を整えることを推奨しています。

対応事項																															
<p>積送基準の確認 (輸出品)</p>	<p>日本の原産品と証明された産品が、輸出されてから輸入国へ到着するまでに原産性を喪失しないために、原則として、直送されなければなりません。 しかしながら、輸送上の理由による船や航空機の積み替えや、保税状態での一時在庫等を目的として第三国を経由するケースも考えられます。この場合には、通し船荷証券などの運送書類、経由地において実質的な加工を施していないことを示す根拠書類（非加工証明書等）をもって、原産性を喪失していないことを証明する必要があります。</p>																														
<p>書類の保存</p>	<p>各協定において、原産地証明書や、原産性を立証する関連書類の保存が義務付けられています。輸出者、生産者は、該当書類を、協定で定める期間は必ず保管しておかなければなりません。その期間は、基本的には、原産地証明書の発給日またはその翌日から以下の期間とされています。 輸出者と生産者が異なる場合には、いつ原産地証明書が発給されたかが不明であることが一般的であるため、輸出者は生産者に対して、保管すべき期間を明示する必要があります。</p> <table border="1" data-bbox="315 761 1305 1006"> <thead> <tr> <th colspan="2">3年</th> <th>4年</th> <th colspan="3">5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日ブルネイ</td> <td>日ベトナム</td> <td>日EU</td> <td>日メキシコ</td> <td>日フィリピン</td> <td>日タイ</td> </tr> <tr> <td>日アセアン</td> <td>RCEP</td> <td>日英</td> <td>日マレーシア</td> <td>日インド</td> <td>日オーストラリア</td> </tr> <tr> <td>日スイス</td> <td></td> <td></td> <td>日チリ</td> <td>日ペルー</td> <td>日モンゴル</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>日インドネシア</td> <td>CPTPP</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※日シンガポール協定：協定上具体的な明記なし ※日米貿易協定：輸入者手配のため、協定上輸出者、生産者としての保存義務の明記なし</p>	3年		4年	5年			日ブルネイ	日ベトナム	日EU	日メキシコ	日フィリピン	日タイ	日アセアン	RCEP	日英	日マレーシア	日インド	日オーストラリア	日スイス			日チリ	日ペルー	日モンゴル				日インドネシア	CPTPP	
3年		4年	5年																												
日ブルネイ	日ベトナム	日EU	日メキシコ	日フィリピン	日タイ																										
日アセアン	RCEP	日英	日マレーシア	日インド	日オーストラリア																										
日スイス			日チリ	日ペルー	日モンゴル																										
			日インドネシア	CPTPP																											
<p>各種書類・手続きの有効期限の管理</p>	<p>各種書類や手続きについて、有効期限が設定されるケースがあります。この場合、輸出者、生産者は、有効期限の管理を行う必要があります。 (例) ・サプライヤー証明書 ・同意通知期限</p>																														
<p>定期的な再調査の実施</p>	<p>繰り返し輸出される産品については、対象産品の原産性が維持されているかどうか、定期的に生産者へ確認を行うことを推奨します。原産性が失われている状態で証明書を使用すると協定違反となります。社内管理用の有効期限を設定するなど（例：1年）、定期的に原産性を見直す体制を整えておきましょう。</p> <p><対策> ✓ 通常業務の中で変更事項があった場合の連絡を徹底 ✓ 定期原産性維持確認の時期を設定して実施</p>																														
<p>当局による調査 (※詳細は次ページ参照)</p>	<p>当局による調査（例：検認）があった場合、最初に輸出者が対応を行います。必要に応じて、輸出品や構成品の生産者へ調査に対して、根拠書類や必要な説明を行うことを依頼します。</p> <p>▶参考資料（経済産業省） 「経済連携協定（EPA）に基づく原産地証明書（第三者証明制度）への検認について 2022年5月貿易経済協力局貿易管理部 原産地証明室」 https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/points_of_verification.pdf</p>																														

(2) 当局による調査について

当局による調査の代表的なものとして、何れのEPAにおいても規定がされている「事後確認（検認）」があります。

日本が締結する多くのEPAでは、事後確認の際には日本の当局が仲介をすることになっており、これを「間接検認」と呼びます。一方、一部の協定においては、輸入国当局が直接的に事後確認を行うことができる規定があるので注意が必要です。日本の当局が仲介せず、輸入国当局が直接的に行う事後確認を「直接検認」と呼びます。※1

間接検認

日シンガポール協定	日ベトナム協定
日メキシコ協定（※2）	日インド協定
日チリ協定	日ペルー協定
日タイ協定	日オーストラリア協定（※2、3）
日マレーシア協定	日アセアン協定
日インドネシア協定	日モンゴル協定
日ブルネイ協定	日EU協定
日フィリピン協定	日英協定
日スイス協定	RCEP（※2、4）

直接検認

日メキシコ協定（※2）
日オーストラリア協定（※2、3）
CPTPP（※3）
RCEP（※2、3、4）

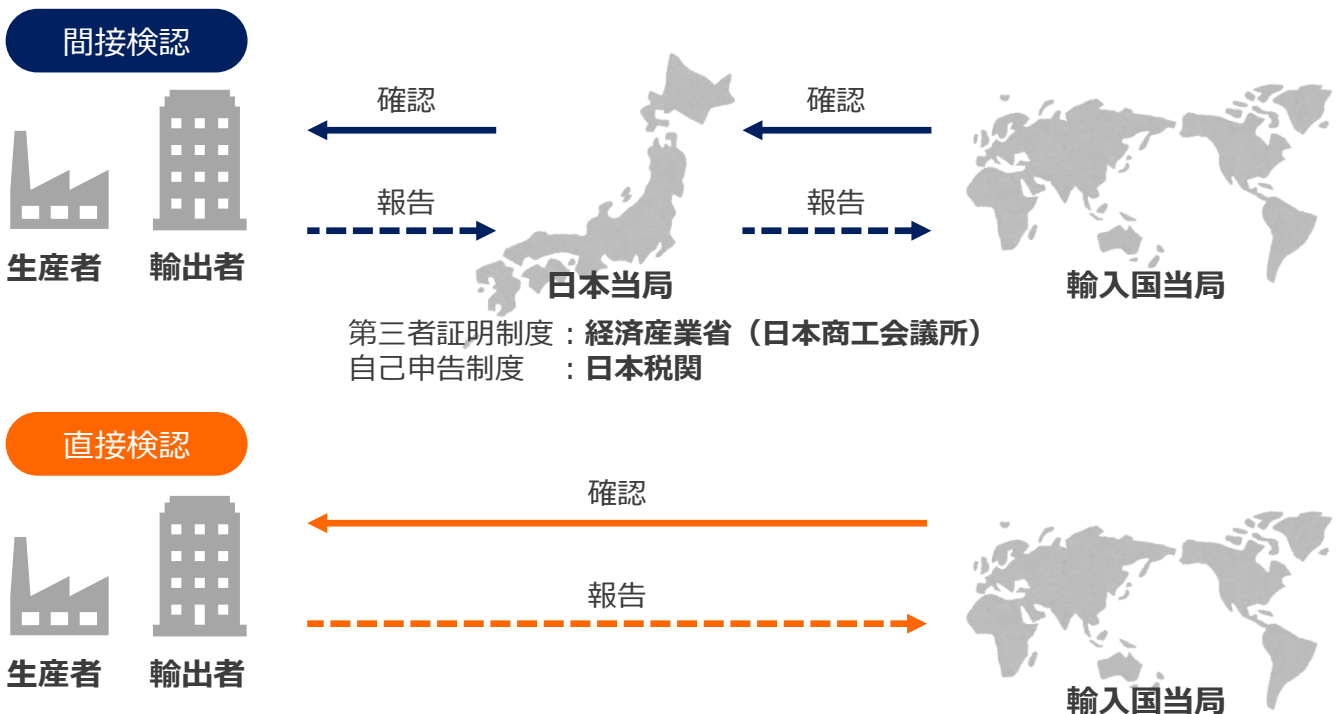
※1 日米貿易協定は輸入者自己申告制度で、事後確認（検認）の対象は原則輸入者のみとなるため、上記の表からは省略しています。

※2 協定の規定上、間接検認と直接検認何れも規定されているため、どちらの確認パターンもあり得ます。

※3 日オーストラリア協定、CPTPP、RCEPについては、各協定の「自己申告制度」利用の手引きにおいて、検認を受けた際の問合せ先が設定されています。参照先（原産地規則ポータル）：<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/index.htm>

※4 RCEPについては、コンタクトポイントを検認の連絡部局として指定できると規定されており、日本への検認については、コンタクトポイント経由で事業者に連絡することになっています。

事後確認のフローの例



EPA/FTA 制度全般に関するお問合せ



メール相談・対面相談



※回答：電話orメール

HP: <https://epa-info.go.jp/>

E-mail: epa-desk@epa-info.go.jp



日本貿易振興機構(ジェトロ)

電話相談



※回答：原則メール

HP:

<https://www.jetro.go.jp/themetop/export/>

EPA相談窓口 TEL: 03-3582-4943

企業登録や発給システムに関するお問合せ



日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当 問合せ先:
https://www.jcci.or.jp/gensanchi/office_list.html

E-mail: tokuteico@jcci.or.jp
TEL: 03-3283-7850

本マニュアルに関するお問合せ・EPA/FTA活用に関するご相談



〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 国際ビル

HP: <https://jaftas.jp/>

E-mail: jaftas_info@tktc.co.jp

TEL: 03-5219-8660

当資料は、2023年2月1日時点において、株式会社東京共同トレード・コンプライアンス（以下、当社）が、一般社団法人日本鉄鋼連盟のご協力のもと、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性および完全性を保証するものではありません。当資料に記載しているウェブサイトのURLやHPの画像等、EPAの内容等については、当資料の発行後に変更がなされる可能性があります。また、当社は、当資料に掲載された情報を利用したことにより生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。当資料に含まれる方法は作成時点のものであり、関連法令の改正によって予告なく変更または廃止することがあります。当資料に関する著作権は情報提供元のクレジット記載があるものを除きすべて当社に属しますので、当社の事前の書面による同意を得ることなく資料の複製、転用、再配布等を行うことはできません。